

令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 登録促進補助金（第3条—第10条）
- 第3章 利用促進補助金（第11条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内における空き家の利活用を促進するため、庄内町空き家バンク実施要綱（庄内町告示第47号。次条及び第3条において「空き家バンク要綱」という。）に基づき、新たに空き家を登録する者及び登録されている空き家（以下「登録空き家」という。）に存する家財道具等を処分する者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類及び内容）

第2条 補助金の種類及び内容は、次のとおりとする。

- （1）登録促進補助金 空き家バンク要綱第3条に規定する庄内町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）へ空き家を新規に登録する者に補助金を交付する。
- （2）利用促進補助金 登録空き家に存する家財道具等を処分する者に当該処分に係る費用を補助する。

第2章 登録促進補助金

（登録促進補助金交付対象者）

第3条 登録促進補助金の交付の対象となる者は、空き家バンク要綱第8条第3項に規定する利用登録者であり、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1）当該空き家に係る固定資産税の納税義務があること。
- （2）登録した日から継続して2年以上空き家バンクに登録する意思のあること。
- （3）町税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- （4）空き家等の売買及び賃貸を生業としていないこと。

（登録促進補助金の補助対象）

第4条 登録促進補助金の対象は、空き家の居住の用に供する部分に対して賦課された令和6年度の固定資産税額とする。

（登録促進補助金の額等）

第5条 登録促進補助金の額は、前条に規定する固定資産税額又は3万円のいずれか少ない額とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 登録促進補助金の交付は、一の空き家に対して1回限りとする。

（登録促進補助金の交付申請）

第6条 規則第4条に規定する登録促進補助金の交付申請書（第8条において「登録促進補助

金交付申請書」という。)は、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）交付申請書（様式第1号）によるものとし、空き家バンク登録の日から起算して3月を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

（登録促進補助金の交付の条件）

第7条 町長は、規則第6条第2項の規定により登録促進補助金の交付の決定を受ける者は、空き家バンクに空き家を登録した日から起算して2年を経過する日まで当該登録を継続することを条件として付するものとする。ただし、登録期間中に当該空き家が売買又は賃貸された場合は、この限りではない。

（登録促進補助金の実績報告、額の確定通知の特例等）

第8条 規則第13条の規定による登録促進補助金の実績報告書は、登録促進補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 対象となる空き家の令和6年度の固定資産税公課証明書
- (2) 市町村税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、登録促進補助金交付申請書及び前項の規定による書類の提出があった場合は、規則第5条第1項の規定による登録促進補助金の交付の決定額をもって規則第14条の規定による登録促進補助金の確定額とし、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により申請者にこれを通知するものとする。

（登録促進補助金の交付決定の取消し）

第9条 町長は、登録促進補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第16条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が災害、病気その他やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録促進補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又は第7条の規定により付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 規則第16条第3項の規定による登録促進補助金の取消しの通知は、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）交付決定取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

（登録促進補助金の返還）

第10条 規則第17条の規定により登録促進補助金の返還を命ずる額は全額とし、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）返還命令書（様式第4号）により通知するものとする。

第3章 利用促進補助金

（利用促進補助金交付対象者）

第11条 利用促進補助金の交付の対象となる者（次条において「補助対象者」という。）は、町税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していない個人であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

- (1) 登録空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する

者（以下「所有者等」という。）であること。

(2) 令和7年4月1日から令和8年3月20日までの間（以下この条において「事業期間」という。）に空き家の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、当該空き家を借り受ける者（以下「賃借人」という。）であること。

(3) 事業期間に空き家の所有者等から当該空き家を購入した者（4親等以内の親族から購入した場合を除く。）であること。

（利用促進補助金の対象事業）

第12条 利用促進補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する次に掲げる作業とする。

(1) 空き家内の家財道具その他の不要物（次条において「不要物」という。）を搬出し、又は処分する作業

(2) 空き家の清掃作業

(3) 空き家に係る敷地内の雑草、樹木等（次条において「樹木等」という。）の処分その他の環境整備にかかる作業

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの

（利用促進補助金の対象経費）

第13条 利用促進補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる費用とする。

(1) 不要物、樹木等（以下「ごみ」という。）の処理手数料

(2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された家電製品の処分に要する費用（以下「リサイクル料金」という。）

(3) 廃棄物処分業者に委託してごみを処分する場合における委託費用

(4) ハウスクリーニングに要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める費用

（利用促進補助金の額）

第14条 利用促進補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は15万円のいずれか少ない額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 利用促進補助金の交付は、一の空き家に対して空き家バンクへの登録期間中に1回限りとする。

（利用促進補助金の交付申請）

第15条 規則第4条に規定する申請書は、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）交付申請書（様式第5号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとし、補助対象事業の実施前に町長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 補助対象事業の実施前の写真

(3) 空き家所有者等承諾書（様式第6号。賃借人に限る。）

（利用促進補助金の交付の条件）

第16条 規則第6条第1項第1号イ及びロに規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント未満の減額による変更とする。

2 規則第6条第1項第1号の規定により補助対象事業を変更しようとするときは、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 変更に係る見積書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）変更交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（利用促進補助金の交付決定の通知）

第17条 規則第7条に規定する利用促進補助金の交付の決定の通知は、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）交付決定通知書（様式第9号）によるものとする。

（利用促進補助金の実績報告）

第18条 規則第13条に規定する実績報告書は令和7年度庄内町空き家利活用促進事業（利用促進補助金）実績報告書（様式第10号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施中及び実施後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（利用促進補助金の額の確定）

第19条 規則第14条に規定する利用促進補助金の額の確定通知は、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）交付額確定通知書（様式第11号）によるものとする。

（利用促進補助金の交付決定の取消し）

第20条 町長は、利用促進補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第16条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が災害、病気その他やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用促進補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 規則第16条第3項の規定による利用促進補助金の交付決定の取消しの通知は、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）交付決定取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

第4章 雑則

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）
令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）交付申請書

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所
氏名
電話

令和7年度庄内町空き家利活用促進補助金（登録促進補助金）を交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

登録空き家の所有者氏 名				
空き家バンク登録日及び登録番号		年 月 日 第 号		
交付申請額		円		
振込先	金融機関名		店名	
	預金の種別	普通・当座・その他（ ）		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義人			
添付書類		(1) 対象となる空き家の令和6年度の固定資産税公課証明書 (2) 市町村税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書 (3) その他（ ）		

同意書				
令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）の補助対象者の要件を審査するため、私の住民基本台帳及び税務資料を閲覧することに同意します。				
また、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金交付要綱第9条第1項並びに庄内町補助金等の適正化に関する規則第16条及び第17条の規定により補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還命令を受けた場合には、速やかにこれを返還します。				
年 月 日				
住所 氏名 生年月日 年 月 日				

様式第2号（第8条関係）

令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日

氏名 様

庄内町長



年 月 日付けで交付申請のあった令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）について、下記のとおり交付の決定及び額の確定をしたので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第7条及び第14条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額及び確定額 円

2 交付の条件

- (1) 登録促進補助金の交付の決定を受ける者は、空き家バンクに空き家を登録した日から起算して2年を経過する日まで空き家バンクへの登録を継続するものとする。ただし、登録期間中に当該空き家が売買又は賃貸された場合は、この限りではない。
- (2) 庄内町補助金等の適正化に関する規則又は令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金交付要綱の規定に違反しないこと。

様式第3号（第9条、第20条）

令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金・利用促進
補助金）交付決定取消通知書

年 月 日

氏名 様

庄内町長 印

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を通知した令和7年度庄内町
空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金・利用促進補助金）について、庄内町補助
金等の適正化に関する規則第16条の規定により下記のとおり交付の決定の（全部・一部）
を取り消したので通知します。

記

1 取消し理由

2 交付決定額及び交付決定取消額

区分	交付決定額	交付決定取消額
庄内町空き家利活用促進事業補助金 （登録促進補助金・利用促進補助金）	円	円

様式第4号（第10条関係）

令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）返還命令書

年 月 日

氏名 様

庄内町長 印

庄内町補助金等の適正化に関する規則第17条の規定により、下記のとおり令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）を返還するよう命じます。

記

指 令 番 号	指令第 号
補助金の返還金額	円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 の 理 由	
そ の 他	返還期限までに上記補助金を返還できなかった場合は、庄内町財務規則第151条の規定により当該補助金の返還金額に返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じた額の違約金を加えて納付しなければならない。

様式第 5 号（第 15 条関係）

令和 7 年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）交付申請書

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所
氏名
電話

令和 7 年度庄内町空き家利活用促進事業を実施したいので、令和 7 年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）を次のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

空 き 家 の 所在地及び所 有 者	所 在 地	
	所有者住所	
	所有者氏名	
空 き 家 の 用 途		売 買 ・ 賃 貸
実 施 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
補助対象経費	ご み の 処 理 手 数 料	円
	リ サ イ ク ル 料 金	円
	廃棄処分業者への委託費用	円
	ハウスクリーニング費用	円
	その他（ ）	円
	合 計（A）	円
利用促進補助金交付申請額（（A）×1/2 又は 15 万円のいずれか少ない額とし、1,000 円未満 の端数は切捨てるものとする。）		円
添 付 書 類	(1) 見積書の写し (2) 事業実施前の写真 (3) 空き家所有者等承諾書（賃借人に限る。）	

同 意 書	
令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）の補助対象者の要件を審査するため、私の住民基本台帳及び税務資料閲覧することに同意します。	
年 月 日	住所 氏名

様式第6号（第15条関係）

空き家所有者等承諾書

年 月 日

庄内町長

宛

空き家所有者等 住所
氏名
電話

私は、庄内町空き家バンク実施要綱第3条の規定により登録した下記の空き家に残存する家財道具等の撤去を賃借人が行うことについて、承諾します。

記

- 1 空き家所在地
- 2 賃借人住所
- 3 賃借人氏名

様式第7号（第16条関係）

令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）変更承認申請書

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和7年度庄内町空き家利活用促進事業について、次のとおり変更したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

空き家の所在地		
変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由		
当初交付決定額	円	
変更後の補助対象経費	ごみの処理手数料	円
	リサイクル料金	円
	廃棄処分業者への委託費用	円
	ハウスクリーニング費用	円
	その他（ ）	円
	合 計（A）	円
変更後の交付申請額（（A）×1/2又は15万円のいずれか少ない額とし、1,000円未満の端数は切捨てるものとする。）		円
その他の変更		
添付書類	(1) 変更に係る見積書の写し (2) その他（ ）	

様式第8号（第16条関係）

令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）変更交付
決定通知書

第 号
年 月 日

氏名 様

庄内町長 

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を通知した令和7年度庄内町
空き家利活用促進事業補助金について、年 月 日付けの変更承認申請に基
づき、令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により下
記のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 交付の条件

様式第9号（第17条関係）

令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）交付決定
通知書

第 号
年 月 日

氏名 様

庄内町長 

年 月 日付けで交付申請のあった令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和7年度庄内町空き家利活用促進事業
- 2 交 付 決 定 額 円
- 3 交 付 の 条 件

様式第10号（第18条関係）
令和7年度庄内町空き家利活用促進事業（利用促進補助金）実績報告書

年 月 日
庄内町長 宛

申請者 住所
氏名

年 月 日付け第 号をもって令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）の交付の決定の通知があった令和7年度庄内町空き家利活用促進事業について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第13条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

空き家の所在地			
実施期間		年 月 日から 年 月 日まで	
補助対象経費	ごみの処理手数料		円
	リサイクル料金		円
	廃棄処分業者への委託費用		円
	ハウスクリーニング費用		円
	その他（ ）		
	合 計（A）		円
事業実績額（（A）×1/2又は15万円のいずれか少ない額とし、1,000円未満の端数は切捨てるものとする。）		円	
振込先	金融機関名		店名
	預金の種別	普通・当座・その他（ ）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		
添付書類		(1) 領収書の写し (2) 事業実施中及び事業実施後の写真 (3) その他（ ）	

様式第11号（第19条関係）

令和7年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）交付額確定通知書

第 号
年 月 日

氏名 様

庄内町長 

年 月 日付けで実績報告のあった令和7年度庄内町空き家利活用促進事業（利用促進補助金）に対する交付額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、通知します。

記

補助金の確定額 円